

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
1	00 全般	1601	秋山委員	環境に考慮した工事を心がけていることはわかりますが、通り一辺倒の措置ではなく、もう一步踏み込んだ措置を講じることで今後の工事の手本になると思います。是非個々の生物の生態をできるだけ考慮し、国内外外来種を持ち込まないなどの努力をしていただきたい。	ご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。
2	00 全般	1637 ～ 1644	秋山委員	環境保全措置については他の項目にも書きましたように、一部再検討が必要です。	環境保全措置の内容については、ご指摘を踏まえ再度検討いたします。
3	00 全般	-	秋山委員	報告書が大変読みにくいです。繰り返し記載されている物が多すぎます。今後もう少し報告書の体裁を考え、単に厚い報告書通い分けではなく、順を追ってきちんと記載すれば繰り返しなどもなく、薄くて内容の濃い報告書になると思います。今後ご検討ください。	準備書の記載内容については環境影響評価法第14条第1項第1号から第9号及び発電所アクセス省令第32条により記載することとなっており、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改正)」の環境影響評価準備書の作成等に準じて作成しております。
4	00 全般	460-	斎藤委員	第10章 環境影響評価の結果の目次の項目をもっと詳細に記載して下さい。目次が粗雑では、全体の内容を把握しにくいです。特に、10.1.4動物の項は数百ページもあるのに、目次の項目はひとつだけです。	第10章 環境影響評価の結果の目次の項目の記載について、今後検討致します。
5	00 全般	15	坂東委員	送電線埋設ルートについての環境影響評価は行われていますか。	風力発電機間を結ぶ送電線の埋設ルートについては、改変区域に含まれておりますので、その内容を踏まえた予測評価を行っております。
6	00 全般	4~7	吉崎委員	4枚の図(素案と準備書の比較)は大変重要であるが、少し見にくいので、色や●や口の大きさを工夫してほしい。	ご指摘頂いた点について、評価書において見やすくなるよう工夫いたします。
7	04 騒音	525	斎藤委員	等価騒音レベルは、騒音評価の手法であって、環境省の騒音に係わる記述では環境騒音としては定義されていないと思いますがいかがでしょうか。	環境省の定める騒音に係る環境基準については「等価騒音レベルによって評価することを原則とする。」と記載されております。本業務で算出した沿道及び一般環境調査地点の等価騒音レベルは環境基準との比較、評価の基礎となる値と位置付けております。
8	04 騒音	525- 548	斎藤委員	環境騒音の状況として等価騒音レベルと残留騒音の測定結果が示されています。調査結果の記載方法は両者で異なりますが、両者ともに環境基準を下回っているようです。両者は同時に同位置で測定されたと考えてよいでしょうか。547ページに、気象状況は騒音レベル調査時に記録したとの記載がありますがわかりにくいです。また、測定地点が、環境2と環境7しかないのはどうしてでしょうか。	等価騒音レベルと残留騒音ともに同時に同位置で測定しました。気象状況は騒音レベル調査と同時期に記録したことは注釈の調査日にも記載していますが、記載内容について評価書作成時に検討します。また、測定地点を環境2と環境7に設定した理由として、対象事業実施区域の南北を縦断した主稜線があり、その主稜線の東西各1地点の周辺が見渡し易い代表地点として設定しました。
9	04 騒音	527	斎藤委員	表10.1.1.3-3(2)で夜間の等価騒音レベルが昼間より高いところが数カ所ありますが、理由はわかりませんか。音声モニターは使用していませんか。	当日の夜間に対象事業実施区域の西側でやや強い風が吹き、調査地点の周辺の樹木等の枝葉が擦れる音が入ったため、騒音レベルが昼間より高くなりました。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
10	04 騒音	-	立蔵委員	風車騒音の予測方法について確認させてください。予測条件として風向や風速はどのように見積もられているのでしょうか。もし風向や風速の影響を考慮した予測でないのであれば、これは何を(どのような実環境を)予測していることになるのでしょうか。風車が回っているときは風があるときなので、音の伝搬に風の影響が入っていないのは予測として条件がたりないのではないのでしょうか。	風車から発生する騒音のパワーレベルはハブ高さ風速に対する値として提示されております(2章 表2.2-10)ので、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(平成29年5月)」に基づき、対象事業実施区域内に設置した風況観測塔の異なった高さ2か所(高さA、高さB)の風速観測値からべき指数を算出し、高さAの風速観測値とべき指数から風車のハブ高さにおける風速を算出しております。風向については、IEC614000-11(JIS C 14000-11 風力発電システム-11部:騒音測定方法)においてパワーレベル測定に伴う騒音調査地点(基準位置)は風車の風下に設置すると規定しているため、メーカーから提示されるパワーレベルは風車から風下に向けて放射される値となっております。
11	04 騒音	-	立蔵委員	風車の騒音について、予測地点(環境1~環境9)において対象とする風車は、各地点ごとに1機だけでしょうか。例えば図10.1.1.3-3によると、環境1で対象としている風車は2号機だけのように見えますが、図を見る限りでは1号機も近いように見えます。環境1と1号機の距離は、環境9と1号機の距離と同等もしくはそれより短いように見えます。ということは、環境1では1号機と2号機の両方から影響を受けることはないのでしょうか。特に、1号機と2号機からの音の発生のタイミングによっては、環境1において1号機の音と2号機の音が同相化されるといったことはないのでしょうか。	図10.1.1.3-3における風車と調査地点(予測地点)の距離はそれぞれの調査地点における風車群のうち最短距離を示しています。施設の稼働に伴う騒音レベル予測においてはすべての風車からの騒音レベルの寄与値を合算(エネルギー合成)し求めています。
12	05 低周波音(超低周波音を含む。)	636	斎藤委員	超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と環境省の資料を引用して、本事業の低周波音の影響がない評価をしています。しかしながら、同資料は「わずらわしさ(アノイアンス)を増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。」と述べています。風車騒音は設置される地域の地形やその他の特性によって影響を受けることは明らかです。超低温周波の影響を軽視しているように思います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省 平成29年5月)において『風力発電施設から発生する騒音に含まれる振幅変調音や純音成分等は、わずらわしさ(アノイアンス)を増加させる傾向がある。』、『超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性として A 特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している。』との記載から環境省の定める指針値を基に評価しております。
13	07 水質(水の濁り)	1576	秋山委員	濁りに対する具体的保全措置ととらえました。前述の通り、カエルの仲間には産卵するために水を求めて移動する種があります。沈砂池にカエルが入らないような方策を講ずるか、反対に常に水が溜まっている状態とするかなどによって産卵後の幼生に対する配慮をご検討ください。	ご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。
14	07 水質(水の濁り)	1576	秋山委員	木の伐採量を低減することが記載されています。さらに仮設及び管理道路などのルートも十分考え、特に希少生物が残っている河川への濁水流入を低減できるよう流域保全を検討してください。	事業計画の策定に当たっては、土地の改変範囲を最小限とすべく、既設林道を最大限利用する計画とし、土地の所有者や林業事業者や道路管理者との打合せを行い、仮設及び管理用道路による改変量の削減を図れるよう取り組んでまいりました。今後も適宜関係者からの情報収集を進め、工事実施に向けた施工計画を立案してまいりますので、その中でも更に河川への濁水の影響を低減できるよう取り組んでまいります。
15	07 水質(水の濁り)	1576	秋山委員	降雨時の養生ですが、やらないよりやった方が良いかと思いますが、近年の降雨でも効果がありますか?シミュレーションなど検証されていますか?	風車敷地においては、作業敷地の外周に小堤を築き、風車敷からの濁水が流れ出ることを制限してまいります。また土の仮置き個所では、降雨が想定される前までに土羽打ちを行い、濁水の発生を抑制してまいります。これらは従来から取っている対策ですが、強雨に対しても効果があるものです。近年の降雨量に対してですが、強雨の頻度が増加している場所もありますので、静岡県林地開発許可制度や静岡県盛土条例を順守するなどの行政指導に適切に対応してまいります。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
16	07 水質 (水の濁り)	706	今泉委員	浮遊物質量が増加すると評価された溪流について、何らかの対策は行わないのか。	環境保全措置として、沈砂池を設けて排水される濁水濃度を緩和する、沈砂池排水口にふとん籠を設置して、濁水を分散排水してより土壌浸透を促す対策を取ります。なお、準備書作成前にも、できる限り常時水流までの離隔が取れるよう、排水方向の検討を実施しております。
17	07 水質 (水の濁り)	652	斎藤委員	10.1.2水環境 1.水質(水の濁り)の調査対象地域が、「対象事業実施区域及びその周囲の河川とした」とあり、「野守の池」は含まれていません。野守の池はかつて大井川が流れていた河跡湖で重要な地形・地質であり、自然景観資源であるので、水量や水質の対象に加えたほうがよいと思います。	P653のとおり「野守の池」の集水域は、事業により影響を受ける対象事業実施区域を含まず、沈砂池からの排水が到達しないので、水質調査地点として選定しませんでした。
18	07 水質 (水の濁り)	652-707	中村委員	同じく、調査地点の設定基準を明示してほしい。また、2022年の台風15号のような降雨や風力の場合を想定した数値計算が必要ではないのか？	調査地点の設定につきましては、P393に示させていただきます通り、対象事業実施区域をその集水域に含む河川で、かつ、調査に必要な水量が確保でき、降雨時に安全に調査が実施できるか所を選定しております。数値計算は現地調査によるデータが必要ですが、令和4年台風第15号接近時はもちろん、強雨時に河川での調査を行うことは無謀であり、労働安全の観点から実施できないことは理解いただきたいです。環境影響評価の予測・評価におきましては、事業の実施により、周辺環境への影響が発生する恐れがある環境影響要素につきまして、事業者がどのような環境保全措置を取ることにより、環境影響を回避または低減できるかを検討することが主眼であり、令和4年台風第15号のような気象条件下では、事業実施の有無にかかわらず河川の洪水は発生してしまいますので、そのような条件下でも環境保全措置の実施によって少しでも本事業実施による影響は低減できるよう努める所存です。
19	07 水質 (水の濁り)	354	横田委員	施設稼働後には水質について環境影響評価項目としませんが、法面緑化等土壌が安定するまでに時間がかかるため、供用後についても水の流れや濁水等について環境影響を評価する必要があるかと思えます。	河川への影響については、裸地に降った雨による濁水の影響を想定しており、供用時は工事中に比べて裸地の影響がかなり小さくなりますので、工事期間中の影響を見ることで供用時はそれよりも小さくすると判断しております。
20	07 水質 (水の濁り)	653 673	横田委員	雨量観測地点である気象観測所の地点を示してください。菊川牧之原観測所以外に、三倉・春野観測所のデータが記載されていますが各地点の標高と風車設置場所の標高はどれくらい異なるのでしょうか？連続して10mm/h以上の雨が降ると降らないのとでは影響は異なるかと思えます。なぜ、降水量の少ない菊川観測所の値を用いて影響評価を行ったのでしょうか。	地域気象観測所の位置、標高を別添資料No.20に示します。風車設置位置の標高は470～730mです。菊川牧之原の値を使用した理由として、菊川観測所が現地から近いという考えから採用しております。特に、対象事業実施区域の南側の道路拡幅に伴って設置する沈砂池排水が河川への影響を与えることから、菊川牧ノ原観測地点の値を採用しております。
21	07 水質 (水の濁り)	654	横田委員	晴天時及び降雨時の降雨状況、水質変化が理解しやすいような図表等で示して頂くことは可能でしょうか？	菊川牧之原地域気象観測所の降水量と、降水時調査の浮遊物質量及び流量の経時変化グラフを別添資料No.21に示します。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
22	07 水質 (水の濁り)	675	横田委員	図を見ればわかることですが、沈砂池排水が流入される河川と水質調査地点番号、管理用道路番号等が分かり易いように記載していただくことは可能でしょうか。	第2章の改変区域図を再掲することになりますので、省略させていただきます。
23	07 水質 (水の濁り)	706	横田委員	水質6について最大の影響についての予測のため、実際の水質は予測値よりも小さくなるということですが、具体的にどの程度削減されると予測されているのでしょうか。また、水質3について、決して小さい濁水発生の影響をどのような対策を講じて低減させるのでしょうか。水質8については、実際本事業の影響は2%の増加とされていますが、現状で濁水が発生しやすい河川であると示されており、割合は小さくても負荷量としては水質3よりも多くなっています。これについてはどのような低減対策を講じるのでしょうか。	水質6については、管理道路付帯沈砂池19か所の排水が同時に流入するとして予測を行っています。道路拡幅工事を一度に行うことは無いので、19か所同時に流入することは無いと考えています。仮に6か所の同時流入として予測すると67mg/L→81mg/Lと21%の増加になります。また、予測においては発生した濁水が途中で全く土壌浸透せずに全て河川に流入するとしていることや、流出係数を1としていることで、河川への影響はかなり多めに見積もっています。水質3や水質8に対する影響については、排水口付近に追加の土壌浸透対策を行うことにより、河川への影響を低減させる計画です。
24	08 地形及び地質 (土地の安定性)	219以降	今泉委員	事業区域内には土砂災害警戒区域や砂防指定地等が存在しますが、盛土・切土といった地形の改変とこれらの指定地の位置関係が図面からはわかりません。両者の位置関係を明確にしたうえで、必要な対策を講じるべきではないでしょうか。また、ここで土砂災害警戒区域や砂防指定地等が存在することが示されていますが、それらの範囲内で事業を行うことの影響や対策が、10.1.3では明示されていません。	切り土、盛土につきましては2章の改変区域図に示しております。土砂災害警戒区域等での事業実施におきましては、林地開発許可制度等について静岡県関係部署との事前協議を別途実施しております。なお、環境影響評価図書で、その詳細を記載したとしても、記載と異なる対策を林地開発許可制度の中で指摘されることもあり、環境影響評価図書との齟齬が発生してしまいますので、現時点での明示は控えさせていただきます。
25	08 地形及び地質 (土地の安定性)	727	今泉委員	5号機付近には地すべり地形が存在するということですが、安定していると判断する材料は何でしょうか。ボーリング結果等も精査しながら安定性を議論すべきではないでしょうか。	準備書においては赤色立体地図による判読結果を基に、5号機を設置する尾根には地すべり地形がないことから安定していると判断しておりますが、今後実施する現地調査（ボーリング調査を含む）を加味し、地すべりの規模、ブロック構成、発生要因等の地形地質データを収集し、引き続き5号機への影響を精査していく予定です。
26	08 地形及び地質 (土地の安定性)	729	今泉委員	9号機付近に地すべりが存在する可能性があることですが、詳細に調査する必要があるのではないのでしょうか。	今後実施する現地調査（ボーリング調査を含む）を加味し、地すべりの規模、ブロック構成、発生要因等の地形地質データを収集し、引き続き9号機への影響を精査していく予定です。
27	08 地形及び地質 (土地の安定性)	733	今泉委員	12号機付近の地すべりに対して、排土工で対策をすることがありますが、それで十分な安定性が確保されるのでしょうか。安定解析をして確認する必要があるのではないのでしょうか。	排土工による地すべりの滑動力を低減すると共に地すべり土塊下の安定した岩盤に風力発電機の基礎を支持させる計画をしております。地すべりの活動程度を現地の地形地質状況等から考察し、現状の安全率の検討を行い、それを踏まえて12号機への影響を検討する予定です。
28	08 地形及び地質 (土地の安定性)	708-751	中村委員	地すべり地形が存在、転圧により低減とあるが、どの程度の低減になると予測しているのか？これに関しても、台風15号のような災害級の事態が起こった場合を想定した予測が必要ではないのか？	環境影響評価の予測・評価におきましては、事業の実施により、周辺環境への影響が発生する恐れがある環境影響要素につきまして、事業者がどのような環境保全措置を行うことにより、環境影響を回避または低減できるかを検討することが主眼であり、令和4年台風第15号のような気象条件下では、事業実施の有無にかかわらず河川の洪水は発生してしまいますので、そのような条件下でも環境保全措置の実施によって少しでも本事業実施による影響は低減できるよう努める所存です。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
29	08 地形及び地質(土地の安定性)	710	森下委員	ボーリング調査はコアボーリングを実施したので、その旨を(ア)に明記してください。コアに関する記述があるのでわかりますが、オールコアボーリングであるなら、その旨を明記してください。	本事業における調査ボーリングは、基本的には標準貫入試験を実施したコアボーリングを実施しております。評価書には反映させていただきます。
30	08 地形及び地質(土地の安定性)	709	森下委員	f10～f12とb01, b02の位置関係がよく見えません。もっと大縮尺の地図、例えば31ページの図2.2-4(16) 変更区域及び緑化計画(詳細)などに記入してください。その際、その点の地表標高も添えてください。そして、別項で指摘するようにコア観察のクライテリアを統一させ、適切な地質柱状図を描けば、12号機から14号機の狭い地域での土地の安定性に関して、重要な情報が得られると思います。	f10～f12とb01, b02地点の拡大図を別添資料No.30に示します。ボーリングコアの観察には複数の技術者が当たっております。評価書において改めてクライテリアを統一すると共に、評価の統一された柱状図へと更新いたします。なお、地質構造の連続につきましては、事業計画策定の際に検討して利用する予定です。
31	08 地形及び地質(土地の安定性)	711-719	森下委員	ボーリングコアの記載で、f11にのみ泥岩があることになっています。その他のコアでは全て頁岩と記載されています。1/16mm以下の粒度を持つ堆積岩の内、剥離性があるかなどで泥岩と頁岩が区別される場合がありますが、風化も重なって混同しやすい他、地質分野と土質工学分野では用法が異なるなど曖昧です。本調査での泥岩と頁岩のクライテリア(判断基準)を記してください。また、711ページから719ページの記載を拝見すると、地層境界の設定の仕方などに関して異なるクライテリアを持つ複数人により記載されたのではないかと印象を持ちます。かなりの労力を費やして実施したボーリングですので、得られたコアから最大限の情報を引き出すことが重要だと思います。要は、すべてのコアを同一の基準で比べられることが重要だということです。	記述のとおりボーリングコアの観察には複数の技術者が当たっております。技術者間の地質評価における”目あわせ”行いクライテリアを統一して、地質構成表(各地質の定義を記載)を整理すると共に、評価の統一された柱状図にすることを検討し、結果については評価書にお示しさせていただきます。
32	08 地形及び地質(土地の安定性)	720-722	森下委員	複数の地質柱状図が得られた場合、本準備書のようにコア観察図の0mを揃えてそのまま並べるような作図は不適切です。ボーリングの口元(地表)標高をコア記載の0mとして、同一標高が横に並ぶようにしてください。そうすれば、地下の地質を立体的に表すことができます。本地域はプレートの沈み込みにより形成した付加体堆積物のため、同時相の連続性は良くないと考えられますが、狭い範囲ではボーリングがない地点の地質をある程度推定できるようになります。コアボーリングを多数実施して費用と労力をかけているので、得られたデータを有効に活用するようにしてください。	当該ボーリング調査は、構造物の基礎を設置する個所の地質岩盤状況を直接把握すると共に、近傍の道路切土の安定性検討に供する地質データを得るなど比較的小範囲の調査を主眼としているため、ボーリング調査深度に対してボーリング同士の水平方向の離隔がかなり大きな計画となっております。ボーリングが比較的近い範囲ではご指摘のとおり地層の連続性を検討できる可能性がありますので実施個所の標高を合せて比較するなど地質分布を検討してまいります。予定個所のボーリング調査は未だ完了しておりませんので準備書での記載は変更いたしません、事業計画策定の際や、林地開発に係る協議の際には、ボーリング調査結果を連続させて得られたデータを有効に活用するようにいたします。
33	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	876	秋山委員	表10.1.4-29の昆虫類の調査結果概要では、チョウ目の主な確認種にツマグロキチョウとありますが、資-55のNo.342のツマグロキチョウの項目には○がついていません。記載ミスだと思います。確認してください。他にもこの様な記載ミスがあるかもしれませんので確認をお願いします。	ツマグロキチョウについては、秋季の一般採集調査時に確認されておりましたので、該当部分に「○」を記載するようにいたします。その他の部分についても確認するようにいたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
34	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1101	秋山委員	可能な限り既存道路等を活用することでありますが、実際に建設する場所には道路がほとんどありません。道路のルートなどが環境を保全するためには重要だと思います。特に場所によっては希少種が見つかる場所もあり、こういった場所に濁水が流れないようなルートを具体的に示してください。	対象事業実施区域の大半は国有林による林業施業が営まれており、林業施業に必要となる林道が多数設置されております。このため事業者といたしましては当該林道を把握し、国有林と林業施業の状況を擦り合わせた上で、改変量の削減を図るため既設林道の活用を含めた事業計画を策定してまいりました。準備書において道路等を含む事業計画をお示ししておりますが、希少種の生育環境へ濁水が流れ込むことで重大な影響を及ぼすといった予測評価結果とはなっておりません。具体的な工事箇所等については引き続き検討を続けておりますので、検討結果について評価書にお示するとともに、濁水が流入しないよう、適切な環境保全措置を実施してまいります。
35	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1101	秋山委員	アカザが見つかるような場所ではよほどのことがない限り濁水が流れません。環境保全措置に書かれている濁水の流出を防止する方法で、降雨時でも濁水が入らないのでしょうか。そもそも濁水がでないような措置をとるべきではないでしょうか。この部分についても具体的な方策を示すべきです。	土地造成面積を可能な限り少なくすることにより、濁水の発生を最小限に抑える計画としております。一方で、改変を行う以上は濁水の発生はやむを得ず一定程度生じるものと考えており、準備書p2. 2-33~35にお示してしておりますような沈砂池を必要に応じて設置することにより、降雨時においても濁水の流入を抑える措置を取っております。
36	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1101	秋山委員	切盛法面に種子散布・・・緑化を行う・・・とありますが、この種子が問題で外来種を入れないように注意が必要です。国外外来種はもつてのほかですが、国内外来種でも持ち込まないようにしてください。可能な限りとありますが必ずしてください。また、具体的に種は何を考えているか具体的に記載してください。また、他地域から土砂の持ち込みはないのでしょうか。これによっても外来種が入り込むことが予想されますので、持ち込みの有り無しをきちんと記載してください。	土地の造成に伴う切土及び盛土個所においては、土砂の流失を防止するため緑化を行うことを考えております。この際使用する緑化材につきましては国内産を使用する計画ですが、特に自生している植物への影響も回避できるよう、ご意見いただいた点に留意するとともに、事前に専門家様等からの助言や管理者との協議結果を踏まえ決めてまいります。評価書において、緑化に使用する具体的な種を記載いたします。なお、他地域からの土砂の持ち込みはしない予定ですので、その旨を記載するようにいたします。
37	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1256 ~ 1259	秋山委員	アズマヒキガエルやモリアオガエルの繁殖場所は特定できているのでしょうか？沈砂池のような場所で湧水がでるとかえって繁殖場所としてカエルが集まることがあります。一時的に水が溜まりそこで産卵した場合その後乾燥することで幼生が死んでしまいます。本来産卵すべき所でない場所で産卵してしまうとこの様な事が生じます。この辺りは考慮されていますか。	両種の卵塊や卵紐も確認されておりますので、産卵場所については特定できたものと認識しております。ご指摘頂いたようなことがないよう、今後の工事計画の策定の際に留意するよういたします。
38	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1262	秋山委員	オツネトンボは一般的に池や湿地など水がある場所を生息地としています。越冬の際には水辺から離れる事があるようですが、今回見つかった場所はその様な場所でしょうか。地図からでは生息地の状況がわかりません。この場所に水があるのであれば、生息地を改変しないように水辺の保全を検討すべきです。ここに書いてあるような通り一辺倒な記載ではなく、具体的な保全対策に対する影響予測をしてください。	今回、オツネトンボが確認された環境としては、林道沿いの広葉樹林内となっております。今回確認された位置としては上記の1箇所のみとなっておりますが、ご指摘にあるように、水辺環境への影響も考慮する必要があると考え、準備書p10. 1. 4-511にお示してありますように、濁水の流入による生息環境の悪化に係る予測評価を行っております。
39	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1263	秋山委員	ニホンカワトンボの生息地は清流です。今回の事業域内で見つかっていますが、直接清流の周囲を改変するのでしょうか。改変による影響予測の文章では、濁水についての記載ばかりです。直接清流の改変をしないのであれば、その旨を記載し影響がないことを示した方が良くと思います。改変するのであればその影響予測が必要です。	ニホンカワトンボについて、改変区域内での確認はございませんでしたが、本種の生息するような水域を改変する予定は現状ございません。ご指摘頂いた点を踏まえまして、評価書において、予測評価の記載ぶりを精査いたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
40	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1266	秋山委員	ハチノコギセルは乾燥化によって激減しているようです。特に樹林と岩礫地の保全が重要である。生息場所と改変区域からの距離や改変による生息地の乾燥化など問題がある。これらについて具体的に示し、影響予測すべきである。他の陸貝についても個々の生息環境から影響評価すべき。	ハチノコギセルに関しては、改変区域からは離れた場所での生息を確認しており、事業による乾燥化といった影響がないと考えておりますが、他の陸産貝類も含め、評価書においては生息環境からの観点を含めた記載といたします。
41	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1273	秋山委員	今回確認された魚類の中で最も影響の可能性が高いのはアカザである。アカザは極端に濁水を嫌う。特に濁水後のシルトなどの堆積によって生息できなくなる。体表が粘液に包まれていることから濁水による無機懸濁物が付着する。従って、アカザが生息している河川はかなりの降雨があっても濁りが出ない場所である。ここでは通り一辺倒に濁水の流入をさける事が書いてあるが、具体的方策が示されていない。特に5個体採捕されている河川では生息密度も高いことから流域の保全を考えるべきである。流域の表土に大量の雨水が流れないように措置を講じるなど具体的な方策を記載してもらいたい。	水質に係る予測結果のうち、アカザが確認された地点に該当するものとしては、水質3及び水質8になるかと思料いたします。水質3では浮遊物質の増加量としては21%、水質8の増加量としては2%となっており、本事業の影響によりいずれも浮遊物質質量が増加する結果となっております。一方で、水質8では事前の状態でも200mg/Lという結果となっており、この状態でもアカザが生息可能であることを踏まえ、水質3が位置している河川では、流入による影響は小さいものと考えております。また、水質8に関しても、その増加量は2%であること、実際の管理道の拡幅作業は一斉に行われるものではなく、順を追って施工されるものとなることから、影響は低減出来ているものと考えております。ご指摘を踏まえ、評価書において、予測評価の内容について精査いたします。
42	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1559	秋山委員	環境の保全のための措置ですが、個々の種の項目と同じようなことが記載されていますが、基本的な考え方は間違っていないと思いますが、個々の生物によって保全措置が異なります。ヒキガエルの産卵の項目にも記載しましたが、カエルの仲間は水があるとそこに集まる事があります。一時的な雨水の水たまりができることでそこに産卵してしまうことも考えられます。道路も具体的に希少なアカザなどが生息している河川流域にかからないようなルートを設定するなど具体的な方策を考えてもらいたい。法面の種子散布は必ず国内外外来種ではない種として下さい。これは基本的考え方に記載すべきだと思います。	ご指摘頂きましたように、個々の生物によって、環境保全措置の内容は様にはならないと認識しております。一方で、類似した環境に生息する種や、似通った生態的特性を持つ種については、同様の環境保全措置により、影響を回避または低減できるものと考えております。ご指摘頂いた内容を踏まえ、環境保全措置の内容について精査するようにいたします。
43	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1577	秋山委員	動物に関わる環境保全措置とされていますが、動物でも鳥、昆虫、魚類、哺乳類など様々ですし、昆虫では生息環境が著しく異なります。動物群に分けて保全措置を考えるべきではないでしょうか。	準備書p10.2-19(1577)にお示ししております環境保全措置については、造成等の施工による一時的な影響に注視した環境保全措置をまとめて記載した部分になります。ご指摘にありますように、各項目において適用されるべき環境保全措置は異なってくるものと認識しております。適宜、お示ししております内容から、各項目に合致する環境保全措置を実施してまいります。
44	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1594 1595 1598	秋山委員	魚類やキセルガイなど大きな移動ができない動物についても生息環境が変化していないことや、公示後も生息していることを調査すべきではないでしょうか。	魚類及び陸産貝類については、現地調査の結果及び環境保全措置の内容を踏まえた予測評価の結果からも、本事業による影響は小さい、もしくは、低減できているものと考えており、現時点では事後調査の実施は検討しておりません。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
45	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1632	秋山委員	白光川への影響が14%とあります。今回の調査でアカザの生息密度が最も高かったのが白光川です。この14%がどの程度かわかりませんが、管理道路のルートを再考できないでしょうか。できれば白密川の流域の改変をさけるか、さけられない場合には濁水の流入を限りなく0に近づけるべきだと思います。	管理用道路の計画に際しましては、当該範囲における既設林道の有無を確認し、林道の管理者や地権者との打合せを行い、相互に理解できる道路計画としております。当該地においては、当該林道以外に林道の存在は無く、新たに管理用道路を設置すると環境負荷を増加させてしまうことから、当該道路を使用する計画といたしました。 今般の環境影響評価では、河川に流入する沈砂池が受け持つ改変が同時に行われ、かつそのすべての改変により、改変場所が裸地となり、裸地への降雨が全く浸透せず流出した場合の予測をしております。この影響を低減するため、多くの箇所と同時に工事を実施しない、沈砂池排水と常時水流が離隔を取れるよう排水方向を検討する、大雨が予測される場合に裸地を養生するといった対策を検討し、環境影響を低減できるよう努めます。 今後、工事施工計画の策定において、工事工程の調整等を行い当該影響の懸念される個所の同時施工を回避するなどに取組みます。特に白光川の常時水流に到達すると予測された個所においては、上記対策を重視してまいります。
46	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1117-	岡田委員	鳥類の予測衝突数の計算に関して、計算式が成り立つ個体数(観測時間等)の範囲を教えてください。希少種であり個体数が極めて少ない場合に、どの程度正確に予測できるのでしょうか。	風車の立地などにより通過する鳥類の種類に違いがあります。ただ、計算式としては、通過した個体数からの計算であり、事後調査による衝突事例との関係から計算の正確性が判断されると考えますが、その事例がまだ、少ないためどの程度正確かは、不明な部分となります。なお、鳥類の大きさ(翼開張など)から計算することから、翼の小さい小鳥類では、50羽以上でないと、予測数として示すレベルではないと考えています。
47	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	-	岡田委員	騒音による生息環境の悪化について、予測を行った全ての動物種について「騒音は工事中の一時的なものであることから騒音による生息環境への影響は小さいものと予測する。さらに、環境保全措置として工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用することから、騒音による生息環境の悪化の影響を低減できるものと予測する。」とあります。騒音による影響は小さいものと予測される根拠を具体的に教えてください。また、低騒音型の建設機械に関して、通常の機械に比べてどの程度騒音を抑えられるのか、それによって動物への影響がどの程度低減されるのかを教えてください。	騒音による影響については、鳥類の猛禽類の予測にクマタカの事例を記載しておりますが、小鳥類に関しては、そのような事例はございません。低騒音型の建設機械については、従来の建設機械と比較した場合に国土交通省が定めた騒音基準を下回るものとなっております。その結果、動物への影響がどの程度低減されるかについては、調べられたことはないと思いますが、従来型よりも低騒音の機械を利用することで、低減されていると考えております。
48	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1389	岡田委員	重要な植物について、移植を計画している種があります。これらの種について、移植の成功率(定着率)に関するこれまでのデータはあるのでしょうか。	種の生育する地域や環境によって、異なることとなりますが、参考となるデータは、いくつかの種において発表されております。 例として、改変区域に重なっている4種について記載します。 ・カギガタアオイ：20～80% (別種のヒメカンアオイの事例) 「道路環境影響評価の技術手法(別冊 事例集 動物、植物、生態系)」(国土技術政策総合研究所資料 第393-395号) ・ムギラン：100% 「長安ロダム改造事業における貴重植物への配慮について」(那賀川河川事務所) ・エンシュウムヨウラン：30～100% (別種のムヨウランとウスギムヨウランでの移植成功事例) 「移植困難種であるムヨウラン属の移植成功事例について」(新谷大吾) ・タチキランソウ：約25% 「一般国道474号 三遠南信自動車道青崩峠道路 事後調査報告書」(国土交通省中部地方整備局、令和2年)

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
49	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1275	岡田委員	バードストライク、バットストライクの有無を確認するための事後調査を行うということですが、もしこれらの発生が確認された場合、どのような環境保全措置が可能なのですか。例を挙げて教えてください。	鳥類については、鳥類からの視認性を高めるため、ブレード部への塗色やタワー部への目玉模様などの貼付、コウモリ類については、忌避するような超音波を発する装置の設置などが試されています。 別添資料を審査会に用意いたします。
50	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	343	岡田委員	方法書に対する静岡県知事意見として、「動物の中には爬虫類、両生類、昆虫類など、春夏と冬で生息場所を変える変温動物がいることから、工事を行う場合には、これらの動物への影響を回避するように配慮すること。」とありました。準備書において、この点をどのように考慮したのかを教えてください。	現地調査においては、哺乳類の冬季調査の際に補足的に確認を実施しました。工事に伴うような場所での確認はなかったことから、準備書において記載はしておりませんでした。影響のある場所という点では、回避していると考えており、評価書においては、記載に追加いたします。
51	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1595	小泉委員	「状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする」とありますが、施設稼働後のバットストライクに対しては現在有効な防止策がありませんので、関連する情報を継続して収集してください。	バットストライクに係る知見については、引き続き収集に努めてまいります。
52	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	752-1293	中村委員	動物への環境予測だが、影響予測が動物群ごとにほぼ全てコピー&ペースト。同じ動物群でも生活史などは異なる。また、「悪化の影響を低減できると予測」とあるが、それぞれの対策を施すことで、対策を施さない時に比べてどれくらい低減になるのか、しっかりと数値で予測していただくことはできないのか?	本事業地については、現地調査の結果、対象事業実施区域内の多くを針葉樹林や広葉樹林が占めており、似通った環境が広がっております。各種の生息環境が改変されるかどうかといった点からの予測評価を行っておりますので、似通った予測評価とはなっておりますが、内容については妥当であると考えております。予測に係る低減度合いの数値化についてですが、確立された数値化する手法がないのが現状であると思料いたします。数値化できるものとしては、それぞれの環境がどの程度減少するかといった減少率や、鳥類の項目でお示しております年間予測衝突数といったものになるかと考えております。
53	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	752-1293	中村委員	環境影響評価を行った調査地の設定基準がわからない。風力発電機の設置予定地との関係も含めて、明確にしてほしい。	調査地点の設定基準としては、現地の状況を踏まえ、当該地域における環境を可能な限り網羅するように設定した他、猛禽類や渡り鳥の調査地点に関しては、視野が確保できるかどうかといった点を考慮して設定しております。 動物に係る各調査地点の設定根拠については、準備書P8. 2-49(408)～8. 2-56(415)にも記載しております。
54	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	15	坂東委員	バードストライクを防止するには被捕食者を呼び込まないことが大事で、風車設置場所や周辺500メートルはコンクリート等で固め、緑化しないでください。たとえば、草地を作るとクマタカのエサとなるウサギなどを呼び込み、クマタカが飛来してバードストライクが起きる恐れが高まります。	風力発電機の設置に伴う造成は100m程度になると想定しており、周囲500mまでの造成は、変更区域の増加に伴う生息環境への影響の増大等が考えられるかと思料いたします。 風力発電機のヤード部に関しては、砂利敷きにするといった、クマタカの餌種が利用できないような環境を創出する等、環境保全措置を検討いたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
55	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	16	坂東委員	改変予定地で、猛禽類の営巣木になる可能性のある大径木はないですか。	現地調査の結果、改変区域周辺では、営巣木になるような大径木は存在しますが、改変区域の立地が、猛禽類の営巣地に重なるようなところ、特にクマタカとは重複しないと考えております。
56	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	419	坂東委員	鳥類の任意観察調査において、八高山山頂東側の改変区域に調査地点や踏査ルートが設けられていなかったのはなぜですか。	調査地点及び踏査ルートについては、現地の状況も踏まえ、設定しております。ご指摘頂いた箇所については、斜面の勾配が大きく、調査員の安全面を考慮した結果、調査地点や踏査ルートを設定しておりませんでした。
57	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	420	坂東委員	6号機から9号機を建設予定の改変エリアに、鳥類調査のラインセンサスルートが設けられていないのはなぜですか。	対象事業実施区域内の環境については、針葉樹林が多くを占めており、一部に広葉樹林が存在するといった、似通った環境が広がっております。6号機から9号機にかけては、針葉樹林が広がっておりますが、同様の環境でもラインセンサス調査は実施できていることから、同一環境における鳥類の生息状況は把握できると考えたことから、設定しておりませんでした。
58	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	841	坂東委員	ページ841、843、845の注4によると、環境省の「モニタリングサイト1000森林・草原の鳥類調査ガイドブック」の調査手法に合わせるためとして、現地調査結果に手を加えています。しかし、例えば、同じ1羽が調査地点に45分間いた場合、どこの10分をとっても結果は1であるはずですが、この方法だと0.2になってしまうのではありませんか。	調査としては、45分間で確認した個体であるので、10分に換算すると、0.2222になると考えて、計算しております。
59	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	927	坂東委員	ノビタキは繁殖確認はなく、渡り個体のみの確認ですか。	ノビタキについては、渡り個体と考えられるものの他、一般鳥類調査でも確認されておりますが、繁殖に関しては確認されていません。
60	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	933	坂東委員	改変区域とされていない事業区域内の搬入道路での伐採や拡幅工事は全く行われないのですか。ウズラは道路近くでの確認ですが、資材搬入で道路が頻りに利用される時期の安全を確保できるよう、車両の走行に充分気を付けてください。	改変区域外に関しては、対象事業実施区域内であっても伐採や拡幅工事は実施いたしません。工事車両の通行の際には、ご指摘頂いた点について留意するようにいたします。
61	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	961	坂東委員	一般鳥類調査でのクマタカのトレースは、衝突確率算出の際に加えられていますか。	年間予測衝突数の算出に当たっては、調査地点からの視野や、各調査地点における調査時間等の情報が必要になります。一般鳥類調査では、主に歩きながらの確認となるため、算出に必要な情報が得られません。そのため、一般鳥類調査の結果によるクマタカのトレースについては、年間予測衝突数の算出には用いておりません。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
62	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	966	坂東委員	クマタカの行動圏が営巣推定範囲の端から1.5kmとしても、トレースが地形や樹木により見えなくなったところを範囲の外としている調査結果で判定してよいのか不安が残ります。安全側に立てば、2020年の( )ペアの行動圏には少なくとも8号機と9号機が、2021年の( )ペアには6号機が、( )ペアには3号機が含まれるのではないのでしょうか。	準備書については、調査結果からの範囲として示しております。飛翔の状況については、年毎に変化が見られ、その行動圏にも違いが現れております。評価書においては、継続している調査結果も踏まえて解析を行い、必要があれば保全措置の検討をいたします。
63	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1022	坂東委員	希少猛禽類調査の飛翔経路図が年ごとの表示ですが、2022年の調査は1月と2月のみです。年ごとの実施月も記載すべきです。また、2021年からは調査員が倍になっており、データ量が多くなっているはずで、その旨も書いておくべきだと思います。	2022年の調査について、準備書では2月までの結果を取り込んだものとしておりますが、その後も継続して調査を実施しております。評価書では、その結果も踏まえた図面を掲載させて頂くとともに、実施月が分かるよう記載いたします。調査員の増加については、ご指摘を踏まえ記載するようにいたします。
64	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1025	坂東委員	ミサゴは改変区域内の高度Mでも確認されていますが、尾根を越えて行き来している可能性はないですか。2020年3月現在、日本でバードストライクが確認された猛禽類のデータでは7羽とあり、少なくともないので調査でわかったことがあればおしえてください。	ミサゴについては、一部の個体は尾根を越えていると考えております。しかしながら、主に大井川沿いを飛翔する個体に関しては、川沿いでの探餌、移動を繰り返していると推察しております。
65	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1048	坂東委員	春の渡り期間は48%、秋の渡り期間は57%の鳥類が高度Mを飛んでいることがわかったとのことでした。衝突確率重視で判断せず、生物多様性保全の側に立って、特に渡りルート上にある6~15号機の風力発電機の稼働を休む等、運転計画の中で工夫できることはないですか。	渡り鳥に関しては、事後調査の実施も検討しているところになります。その結果を踏まえてにはなりますが、例えば、渡りが集中する時期における稼働制限といったものも視野に入れながら、検討していく必要があると考えております。
66	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1118	坂東委員	年間予測衝突数がいくつなら影響を回避できると評価できるのか、安全値の考え方の根拠を示してください。	年間予測衝突数の目安について、猛禽類では、風力発電機の耐用年数が20年であることを踏まえ、事業を実施している期間中に1個体衝突するかどうかという点で考えますと、安全側にたった場合、0.05という値が1つの目安になってくるものと考えております。
67	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1124	坂東委員	回避率はとても高い印象ですが、現在の環境影響評価では、この文献を採用するのがスタンダードなのか。	回避率に関する文献については、常々最新の知見の収集を行っておりますが、現状としてはお示しております文献を用いての算出がスタンダードなものであると認識しております。
68	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1130	坂東委員	ミゾゴイの改変区域内での確認はないということですが、1018、1020、1021ページの拡大確認位置図を見ると、改変区域から100メートル以内が6ヶ所あります。工事時期の検討等、繁殖への配慮が必要と思われます。	ミゾゴイについては、「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省自然環境局野生生物課、平成29年)では、営巣地は谷地形であることが多く、川や沢といったものが存在する湿潤な環境であるとされております。改変区域は主に尾根部に位置しており、ミゾゴイの繁殖に適した環境ではないことから、改変区域に近い箇所でも一部確認はされているものの、影響は小さいものと考えております。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
69	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1132	坂東委員	夜行性のヨタカはブレードの回転範囲の高度を飛翔して採餌する可能性があるとのことですが、夜間に稼働している発電機を視認できるのでしょうか。「風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されている」ことが、ブレード等への接触の可能性が小さいものと予測できるとは言えないではありませんか。	ヨタカに関しては、ブレードの回転域を飛翔する可能性はあると考えております。ただ、伐採地など開けた上空や山腹の樹冠部での餌取りなどを確認しており、風力発電機の設置するような主稜線での行動は少ないと推測しております。
70	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1160	坂東委員	クマタカ以外の希少猛禽類の繁殖確認についてはどうなっていますか。たとえば、サシバの改変区域内での確認は228回とのことですが、営巣は確認されていますか。営巣場所やその近くでの工事では、工期の検討や調査の継続など対策は講じられるのでしょうか。	クマタカ以外の猛禽類では、サシバの繁殖行動を確認しておりますが、改変区域からは離れた場所での確認でした。管理用道路からも離れております。
71	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1161	坂東委員	重要な鳥類への影響予測(サシバ)の表で、令和2年の環境省モデルの合計が誤りです。	ご指摘の点について、注釈でも記載しておりますが、合計値については四捨五入をしたものとなっております、お示ししております値が正しいものとなっております。
72	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1166	坂東委員	ペアの生息数しか書かれていませんが、事業区域内に生息する幼鳥も記載すべきです。算出した年間予測衝突数(の合計)をペア数で序すというのは、1119ページからの各モデルの説明にはなく、なぜこのような論理が成り立つのでしょうか。事業実施区域内のリスクをならしてしまえば、どこがクマタカにとって特に重要で、生息に危険があるかを判断することができなくなるではありませんか。	ご指摘を踏まえ、幼鳥については評価書において記載するようにいたします。年間予測衝突数におけるペア数で除すという考え方については、年間予測衝突数のモデルの1つである由井モデルを考案された県外の専門家からのコメントを受けて記載したものととなります。同氏からは、国内におけるクマタカの繁殖率とイヌワシの事例をもとに、ペア数で除した値が0.05を下回れば、20年に1回片親が衝突した場合でもなんとか地域の個体群を維持できるとのコメントを頂いております。
73	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1167	坂東委員	8ペアで序していますが、示されている発電機ごとの衝突確率は、そこに何羽のクマタカが生息していても、それぞれの個体にとってはその確率そのものが該当するわけです。どの鳥かはわからないけれども、その風力発電機に鳥が衝突する確率としてみればよく、鳥の数が増えたから確率が下がるとするのは誤りで、家族が3でも2でも、その風力発電機に鳥が衝突する確率は調査データに基づいて計算されたのですから同じはずです。そもそも、生息に適したよい場所にたくさん鳥が集まってきて、個体数が増えれば衝突確率も上がり、それが問題だからそこは回避するべきととらえるのが環境影響評価の在り方ではないのでしょうか。希少猛禽類保護の視点に立って考えるべきなのは、種の保存法で国内希少野生動物に指定されているクマタカが多く生息する重要な場所の安全性です。事業実施エリア内の風力発電機の衝突確率を合計した数値は、他の種と比べると突出して高くなっています。さらなる回避策の検討を求めます。	ご指摘の点についてですが、クマタカの年間予測衝突数の算出結果から、準備書p2.1-6(7)にお示ししておりますように、値の高いメッシュへの風力発電機の設置を避けるよう、事業計画を変更、影響の低減に努めております。また、各風力発電機毎での年間予測衝突数の値としてはNo.54で回答させて頂いた安全側に立った目安である0.05を下回るものが増えており、局所的に見た場合でも、実行可能な範囲で影響は低減できているものと考えております。さらに、No.60で回答させて頂いた県外の専門家からのコメントを踏まえ、この地域に生息する個体群への影響は低減出来ているものと現時点では考えております。一方で、クマタカの風力発電機への知見は少ないものとなっております、お示しさせて頂いた予測評価の結果については不確実性が伴うことから、事後調査の実施を検討しております。その結果を踏まえ、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討してまいります。
74	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1175	坂東委員	ブッポウソウやヤイロチョウは対象事業区域での確認はありませんが、確認地点が区域に近いので、工事中、事後調査等で区域内で確認された場合、適切な配慮をお願いいたします。	ご意見頂いた点について、留意いたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
75	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192	坂東委員	検討会でも出されていましたが、夜間の渡りへの衝突危惧は、どのように回避や低減できますか。	夜間の渡りについては、多くは高高度に飛翔のピークがあることから、衝突の可能性は低いと考えています。 渡り鳥に関しては、事後調査を検討しておりますので、その結果から、重大な影響が出た際には、風車の稼働を一旦停止し、原因と対策等について専門家の助言を得た上で対応することを検討してまいります。
76	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1193	坂東委員	サンバ、ハチクマの主要な渡りルート上にあるウインドファームでの事例が挙げていますが、飛翔経路の変更を余儀なくされた鳥類のエネルギーロスや繁殖率への影響については触れられていません。そのような事例も示していただきたいです。	飛翔経路の変更に伴うエネルギーロスについて、「風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年)では、サンバ及びハチクマの渡り時における風力発電機迂回に伴うエネルギー的・時間的ロスに関する試算結果が示されております。この内容を踏まえ、両種の風力発電機迂回によるエネルギー的損失、時間的損失に対する影響は軽微であると考えております。対象事業実施区域付近でも、南北にかなりの幅をもったルートになっていると推測しており、上記の内容を踏まえ、経路の変更に伴うロスは少ないものと考えております。また、繁殖率への影響については、報告書としては、出されていませんが、サンバやハチクマの繁殖率が、風力発電機の稼働に伴い下がったという事例はないと聞いています。
77	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1588	坂東委員	風力発電機の配置計画の変更によりクマタカへの影響低減を図っても予測の不確実性があるわけですが、そのことが動物に係る環境保全措置の項目に記載されていないのはわかりにくいです。1117ページの環境影響要因で抽出された項目に対応した内容になっていません。	ご指摘の点について、評価書において環境保全措置に追記するようにいたします。
78	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1594	坂東委員	状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講ずるとは、どのように内容を想定しているのですか。その際、専門家の助言を受ける等の対応が望ましいので、その旨追記してください。	追加で検討する具体的な環境保全措置については、今後の事後調査の結果を踏まえての検討にはなってまいります。検討する際には、準備書p10.3-2(1594)に記載しておりますように、専門家等からの助言、指導を頂くようにいたします。
79	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1595	坂東委員	被害個体の発見から不明種の確認、新たな保全措置を講じるかの判断までの所要時間はどのくらいを想定していますか。	種の同定などには一ヶ月程度、重要性が高ければ、すぐにも専門家への意見聴取は、実施することを考えております。
80	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1598	坂東委員	影響を受ける可能性があるクマタカペアの生息状況に注視する必要があるので、「猛禽類保護の進め方」にあるように、開発事業の実施中から完了後4～5年はモニタリング調査を継続するべきです。さらにそのデータは、今後の種の保全に生かせるような形にして公開してほしいと思います。	ご指摘の点を踏まえ、事後調査の実施期間については検討いたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
81	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	-	坂東委員	検討会資料によると、ペアの2020年、2021年の営巣推定範囲の中心から半径1キロには風力発電機が含まれています。「猛禽類保護の進め方」によれば、これは配置の再検討の対象になります。このペアの2021年のディスプレイの飛翔経路から、高利用域が風力発電機側に延びていると判断できるのではないですか。	2020年、2021年での飛翔状況を見ると、繁殖には至っておらず、ペアは確認できるものの、巣を作り始めているかが、不透明な部分がございます。営巣推定範囲については、植生と航空写真の情報から推測した範囲であり、不確定な部分があると考えています。ご指摘の高利用域について、風力発電機設置付近が接する可能性はあると考えています。
82	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	-	坂東委員	現地視察の折、2022年度もクマタカの繁殖状況調査を継続していただいて、あらたな調査結果も判明していると言いました。審査会への情報提供をお願いします。	継続して実施した調査の結果について、改めて報告させていただきます。
83	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	-	坂東委員	事業者さんが三重県の青山高原で行っている風力発電事業で、稼働後のクマタカへの影響について、参照できる調査データはありますか。	事業者が青山高原で稼働している風力発電設備については、現在の法アセスに移行する以前の案件であり、県の環境影響評価条例に基づき対応をしております。当該条例やその審査においては稼働後の調査や県への報告を求められておりませんが、事業者は自主的に現地出向の都度(定期巡視や点検で風車サイトを訪れる際には、次の内容について確認をしております。 (風車敷地における鳥等の死骸の有無や死骸があった場合にはブレード等への衝突の形跡の有無等の確認)
84	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	112	吉崎委員	風力発電機の設置位置のほぼすべてが鳥獣保護区内にあるが、この点に関する事業者の見解を示していただきたい。	風力発電機の配置造成計画の具体化に伴い、クマタカを対象に、特に年間予測衝突数の値が高い結果となった風力発電機の配置を変更しております。その結果、猛禽類及び渡り鳥のブレード等への接触の可能性を低減できたものと考えております。また、風力発電機の配置変更に伴い、搬入路等を含めた改変区域についても再検討しておりますが、その際にも、既存道路や林道等の利用により、改変面積を可能な限り減少させた計画としており、生息地・生育地保護の観点からも本事業による影響を可能な限り低減できているものと考えております。今後、環境影響評価の検討過程や検討結果を踏まえ、改めて静岡県の所管課に説明させていただきます。
85	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1016	吉崎委員	ミゾゴイの記述において、改変区域内での確認はなかったと記述されているが、管理用道路の近傍では確認されており、「改変区域内には確認されなかったが、改変区域近傍での確認はあった。」と認識すべきではないでしょうか？事業者としての見解をお聞かせいただきたい。	ご指摘のとおり、ミゾゴイについては改変区域の付近でも確認されております。ミゾゴイについては、「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省自然環境局野生生物課、平成29年)では、営巣地は谷地形であることが多く、川や沢といったものが存在する湿潤な環境であるとされており、改変区域は主に尾根部に位置しており、ミゾゴイの繁殖に適した環境ではないことから、改変区域に近い箇所でも一部確認はされているものの、影響は小さいものと考えております。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
86	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1130	吉崎委員	ミゾゴイの予測に関して、1017-1021ページの確認位置図では、発電機の設置位置と管理用道路との関係はわかるが、植生や樹林分布との関係が不明であり、詳細な予測ができていない。1130ページには、ヤードや道路が細長い形状で、樹林の改変率も小さいので影響は低減できる、影響は小さいと予測されているが、営巣可能な植生や樹林分布との関係、えさ場や水場などの移動経路と関係についても検討すべきものと考ええる。	ミゾゴイの予測評価の内容については、No. 85にて回答させて頂いた内容及びご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。
87	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1154	吉崎委員	猛禽類などへの騒音影響に関して、工事の実施に伴う騒音は一時的であるから影響は小さいと予測されているが、騒音の発生は一時的であっても繁殖期であれば大きな影響が及ぶ可能性は十分想定できる。工事騒音による影響が小さいと予測するのであれば、それぞれの種の繁殖期には工事を行わないとか工事関係者が近づかないとか、そのような対策を事前に検討しておくことが前提と考える。	ご指摘の点について、環境保全措置として営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行うといったものを検討しております。具体的な措置の内容については、専門家等からの助言を踏まえ、評価書においてお示しいたします。
88	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1166	吉崎委員	他の種でも同じであるが、年間予測衝突数の値が何を意味しているのかを、もう少し丁寧に解説いただきたい。他と比較して大きい数値なのか、小さい数値なのかの評価がないので、意味するところがよくわかりません。対象事業区域に8ペアのクマタカが確認され、飛翔確認軌跡も非常に多く確認され、営巣や餌場、水場として利用されていると考えられるのに、色々な項目で影響が小さいという予測結果は説得力が十分ではないと考えます。8ペアの関係性や移動経路、繁殖時期や繁殖状況などを検討し、工事の実施時期と繁殖との関係などもっと詳細に検討すべきと思います。	年間予測衝突数の値については、1年間に衝突すると推定される個体数を表しております。風力発電機の耐用年数が20年であることを踏まえ、事業実施期間中に1個体が衝突するかどうかという観点から考えますと、算出した値が0.05を下回るかどうかという点が1つの目安になるかと考えております。予測評価の際には、この値も参考にしつつ、各種の生態的特性も踏まえた他、クマタカについては確認状況等から推定した行動圏をベースに、各ペアにおける好適な餌資源環境の減少率や、営巣適地環境の分布状況等を踏まえた上で、予測評価を行っております。
89	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192	吉崎委員	衝突確率や衝突数に関する既存知見はほとんどないとの記述があるが、1193ページには、これらの値を根拠にブレードなどへの接触可能性は小さいと予測されている。もう少し丁寧な説明が必要と考えます。	渡り鳥についてのブレード等への衝突について、算出した年間予測衝突数の値を参考にしておりますが、国内における事例も踏まえた上で予測評価を行っております。ご指摘の点を踏まえ、評価書において、予測評価の内容を丁寧に記載いたします。
90	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1278-1293	吉崎委員	ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリなどで事業地内に多くの飛翔軌跡が確認されているが、これらから導かれる予測結果の記述が非常に曖昧で、今後、何をどのように検討すれば良いのかの方向性が示されていない。猛禽類などの項目と同じように、もっと詳細な記述が必要ではないでしょうか？	ご指摘のページについては、渡り鳥の累積的影響に焦点を当てて記載しておりますが、各種における事業地内での飛翔に関する予測評価は重要な鳥類への影響予測として前段で取り扱っております。渡り鳥に対する累積的影響に関しては、同事業者が浜松市内で計画している(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業における渡り鳥調査と調査日、調査時間を合わせた上、それぞれの事業地での確認状況から、2事業間での累積的影響について検討しております。2事業間における累積的影響を検討する際、最も配慮すべき影響は、渡り鳥の移動経路を遮断、阻害してしまうことかと考えており、その点に焦点を当て、確認された個体数及び飛翔経路を比較しております。2事業で確認された渡り鳥の個体数には有意な差が見られたこと、その飛翔経路から、2事業間を含む範囲での渡りルートは重複していないと考えられたことから、累積的影響は小さいものと考えております。ご指摘を踏まえ、評価書において、予測評価の内容をできる限り詳細に記載いたします。



静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
96	12 生態系	1444	吉崎委員	環境保全措置についての記述について、クマタカについてこれだけ詳細に調査し、解析も行っているのに、一般的な環境保全措置の内容が記載されているのみで、現地調査や予測結果から想定される具体的な保全措置が記述されていないと感じます。クマタカの生態的特性に応じた事前の保全措置がまだ多くあるのではないのでしょうか？更なる検討を求めます。	クマタカについて、準備書でお示しした環境保全措置の他、ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う、営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期（交尾期や抱卵時期）での工事の制限を行う、・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする、餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行うといったものを検討しております。より具体的な環境保全措置については、専門家等からの助言も踏まえ、評価書においてお示いたします。
97	12 生態系	1446-1473	吉崎委員	それぞれのペアの採餌環境や営巣環境、餌資源の状況は理解できましたが、できればこれらを全て重ね合わせた図は表現できないでしょうか？各々のペアごとに見れば面積によって評価できるのかもしれませんが、ペア間の競合関係などの関係性を理解することができません。8ペアがこれだけの範囲に生息できていることをもう少し詳細に解析していただきたいです。1417-1419ページを見ればわかるように、これだけの集中的な軌跡が確認されている中で、1473ページのように、周囲に好適環境が多く分布しているし、消失する好適環境の面積が小さくと言うだけで、事業による影響が小さくと言う結論を出すことは早計と思います。更に、当初予定よりも発電機の設置数を減らしたのはクマタカのことを考えてとの記述もあったかと思えます。それらのことも含めて、解析の中で記述していただきたい。	好適な採餌環境、営巣環境、餌資源の分布状況を重ね合わせますと、図面としては煩雑なものとなり、かえって見にくいものとなってしまいますことから、控えさせて頂ければと思います。ご指摘にありますように、行動圏が隣接ペアと重複する部分もごさいますが、解析の結果、重複しないエリアにも採餌環境好適性がAまたはBに該当する箇所が存在する他、好適な営巣環境も存在していることから、影響は小さいものと考えております。本事業については、継続して猛禽類調査を実施しており、評価書では、その結果を踏まえて再度解析を行うこととしております。その際には、ご指摘頂いた点も踏まえた上で、予測評価の内容を検討してまいります。
98	14 人と自然との触れ合いの活動の場	1544	坂東委員	管理道路と八高山のハイキングルートが重なる場所はないですか。	八高山の登山コースと図2.2-4(1)管理用道路図との重ね合わせは図は、別添資料No.98のとおりであり、現段階での計画では ●カザンタオ①～バランダ③へ向かう登山道の一部区間（※②の周辺） ●カザンタオ①～大垂滝（⑤）への林道 ●馬王平（⑫）～五叉路（⑬）へ向かう登山道が、管理用道路と重複するルートとなります。
99	16 その他	1564 1578 1580	秋山委員	他の項目にもありましたが、定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について・・・とありますが、なぜ定期的な会議なのでしょう。	工事の実施に際しましては、多くの業態・業種の人員に係ることを想定しております。雇い主教育の都度、当該事業地における環境保全措置の順守を指示してまいります。時間の経過と共に環境保全措置意識の低下が懸念されることから、これを防止する目的で定期的に開催する工程会議の中で環境保全措置の再周知を図ることを計画しております。
100	16 その他	1564 ～ 1565	秋山委員	前出しておりますが、ここでも道路のこと、法面のこと、濁水防止のことなどが記載されています。ご検討下さい。	ご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
101	16 その他	12-15 39 1562	小泉委員	<p>改変区域の内28haで緑化が予定されていますが、当該区域ではニホンジカの急激な増加が報告されており(注1)、食害回避のために防護柵を設置してください。また、調査では確認されていませんが、当該区域はイノシシの生息域ですので(注2)、防護柵はイノシシの掘り返しに対応できるよう堅牢な構造としてください。</p> <p>注1) 令和3年度ニホンジカ生息密度図(富士川以西地域)静岡県                      注2) 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(第4期)</p>	<p>シカの食害に際して防護柵等を設置するなどの対策を施すことを考えておりますが、事業地の大半は国有林なので国有林が過去から実施している対策を参考にさせていただき、当該地での有効な対策を施すことを考えてまいります。</p>
102	16 その他	14	横田委員	<p>一定期間継続して土壌改変工事を実施する計画ですが、季節的に大雨が予想される時期は工事を実施しないなど環境に配慮した工事計画にしてください。表面を養生シートで被うだけでは対応としては不十分と思います。</p>	<p>土土造成工事は一定の期間が必要であることから、工事の開始に当たっては長期降雨予想及び台風などの接近を注視し、必要に応じて工事の中断や中断時の養生を計画することで、河川への濁水の流入を防ぐことを検討してまいります。</p>
103	16 その他	17	横田委員	<p>切土(黄色)・盛土(黄緑色)の表面はどのようになるのでしょうか?また、盛土法面の線は何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>切土(黄色)、盛土(黄緑色)は造成時に平らに仕上げる箇所を表しております。また、盛土のり面の線は等高線を図示しております。</p>
104	16 その他	39	横田委員	<p>「沈砂池の容量を超える場合には上澄み液を排水し」とありますが、具体的にどのような仕組みで排水するのでしょうか。</p> <p>「伐採木は土砂流出対策に用いる等のさらなる有効活用を検討する」とありますが、具体的にはどのようなことを検討するのでしょうか。</p> <p>また、プラスチック樹脂ネット等を設置する計画ですが、長期使用に耐える素材でしょうか?長期間紫外線にさらされることで樹脂が劣化することは考慮されているのでしょうか。</p>	<p>沈砂池は、まず排水設備(①タイプの場合はポリスチレン管、④タイプの場合はコルゲート側溝)の設置高さまでは水をためていきます。その際、濁水は沈砂池で滞留し、濁水が濃度緩和されます。そこに新たな濁水が供給された場合で、排水設備設置高さから、上澄みが排水されます。満杯の時に濁水流入があっても、濁質を多く含んだ水は沈砂池の下の方に沈み、上澄み液が排水されるという仕組みです。</p> <p>伐採木のうち、枝条は排水口付近の散布することによって、排水口付近の表面流発生を防ぐとともに、ろ過材としての役目も一部持たせませす。</p> <p>また、プラスチック樹脂ネット等は、定期的な状況確認を行い、施設の更新を計画してまいります。</p>
105	16 その他	47	横田委員	<p>運転設備管理事務所は、上下水道が整備されていない地域には設置しない、との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>現時点では、管理事務所の設置場所は不明であります。しかしながら、運転設備管理事務所は、住居地区に設置させていただくこと(又は既存の建物を利用する)を想定しておりますことから、上下水道が完備されている地区になると想定しております。</p>
106	16 その他	55	横田委員	<p>近年の異常気象の影響で時間雨量(mm/h)の値が変化してきているため、月の平年値だけでなく、時間雨量及び、降雨時間について取りまとめ、降雨の状況を把握する必要があるかと思えます。</p>	<p>当該事業は、静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、林地開発基準に準拠した設計をいたします。この許可制度で示されている降雨強度について許可基準をクリアできるように設計段階から取り組んでまいります。なお、2022年7月より静岡県盛土条例も施行されておりこの条例に適合するよう設計段階から協議調整をさせていただきます。</p>

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-1

No.	環境要素の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
107	16 その他	17-34	吉崎委員	<p>改変区域と緑化範囲が示されているが、露出する切土のり面の表面の状況は全て同じでしょうか？その場所の地山の表層地質の状況によって露出するのり面の状況が異なれば、のり面の安定化方法や緑化方法や緑化樹種にも影響を及ぼす可能性があります。出現する切土のり面の表層の状況について、安全側にたった検討をお願いしたい。現地は年降水量も多く、冬季には凍結や融解によるのり面の不安定化が想定されますので、そのような検討もぜひ事前に行っていただきたい。</p>	<p>事業計画において露出する切土法面の表面は、場所毎により状況は変わってまいります。したがって法面の安定化方法や緑化の樹種については、現地の地質の状況を確認すると共に、必要に応じて専門家の助言を得て選定してまいります。</p>
108	16 その他	43	吉崎委員	<p>図2.2-4において、伐採範囲とはどの範囲を指していますか？説明が必要と思います。改変区域=伐採範囲でしょうか？また、保安林の場所も図中に示してください。</p>	<p>伐採範囲は、図2.2-4でお示しした着色ある部分となっております。本事業では、この着色した外側に土地の改変による影響が予測される範囲として改変区域の表現をさせていただきました。保安林の位置は別添資料No.108のとおりです。</p>
109	16 その他	140 289	吉崎委員	<p>準備書中いろいろな図で事業計画と動植物や生態系などの分布との関係が示されているが、図3.1-31に示されている管理用道路や盛土、切土との関係が示されていないので、影響が想定しにくい。例えば、289ページの図においても、風力発電機の設置予定範囲と重要な自然環境のまとまりの場との関係はわかるが、管理用道路や盛土などの改変区域との関係が不明であり、影響が想定しにくい。検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘頂いた図面について、示し方を検討したうえで、評価書においてお示しさせていただきます。</p>
110	16 その他	707	吉崎委員	<p>管理用道路3における影響回避措置については確実に実行していただきたい。</p>	<p>管理用道路3については、既設林道の近傍に河川が存在し、当該林道の改変を行うことにより、濁水が河川に入り込む可能性が他の道路に比べ高いことが予測されております。このため、環境保全措置の確実な実行はもとより、工事施工に当たっては、短い区間に区切って施工を行うなどの対策も施してまいります。</p>